

中間検証検討テーマ 4 ついての意見

尾張東部権利擁護支援センター住田敦子

【検討テーマ 4】 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

1 制度の周知 任意後見、補助、保佐等の周知及び相談体制の強化について

○任意後見制度の周知において、中核機関や権利擁護支援センター等の委託事業においては、どうしても権利侵害等のセーフティネットを重点においた法定後見を中心にならざるを得ない。しかし、任意後見制度に関心を示す高齢者の方は多く、詳しい説明や具体的な利用については専門職を含めた個別相談対応が求められる。周知と相談は一体的に行うことで利用に繋がりがやすい。

このような、周知のための研修等では、中核機関や権利擁護支援センターを設置してもすぐに職員が対応できない場合には、専門職の支援が重要であるため、専門職団体の協力・支援をお願いしたい。

○資料 2 成年後見制度利用者推移のグラフでは、任意後見監督人選任数 3 千人弱の数字が示されており非常に少ないと思われるが、任意後見契約の登記件数が 12 万件余ということは、法定成年後見制度の利用者数 21 万人余に照らして、一定数の活用があると考えられる。

○資料 5 任意後見制度の利用状況に関する調査資料では、任意後見契約の移行型が 75% であり、適切な時機に後見監督人の申立てがなされているかどうかの課題が大きい。相談機関として安心して勧めるためには、この点について対応を考える必要がある。

これまでに、当センターが相談から関与した任意後見契約移行型の委任契約中に、支援者から本人の判断能力の低下が疑われるとセンターに連絡が入り、医師も含めたチームにより適切なタイミングで監督人選任についての検討を行っている。

このような場合においても、普段から本人に一番近いところで支援しているヘルパーやケアマネージャーらが任意後見制度に関する知識を習得して支

援にあたるためにも、広報啓発の充実や、チームでの基礎的な知識の共有が重要となる。

○補助、保佐等においては、なるべく本人自身による申立てをすることが推奨される。特に障害のある人の制度利用については、申立てをするか否かの判断をすべて家族に委ねている、家族が申立てをしなければ後見制度につながらないのことが現状では多い。そのため本人に対する周知も必要となる。本人向けの研修会では、入所施設や事業所等への出前講座や相談、本人用のリーフレット等の説明資料の工夫も必要である。

さらに、福祉関係者等への研修会等の周知により関係者の理解が進むと、相談員が施設やグループホームで暮らしている本人との会話などから、権利擁護の課題を見出して、中核機関への相談に繋がる場合があり、権利擁護支援のツールに繋げるかは福祉関係者への周知が効果的といえる。

○後見類型が多い要因として、認知症高齢者について早期に対応が取られずやむを得ない状況になって初めて成年後見制度の検討をする場合があるため、地域包括支援センターやケアマネージャーによる正しい制度理解が進むと、早期の段階での成年後見制度の利用や、日常生活自立支援事業との検討を含め本人にとって必要な権利擁護の支援に繋がりがやすくなる。

○補助・保佐の申立てにおいては本人申立てをすることによって、自分自身が利用する制度の理解が進み、審判後においてもスムーズな導入が図られる。その際、留意する点は、申立人が市長申立て以外であっても必要な方には成年後見制度利用支援事業が利用できることが前提となる。

(参考：尾張東部権利擁護支援センター)

平成 31 年度（4 月から令和元年 11 月末まで 8 か月間）申立て支援実績

申立人	件数	割合
本人	9	22%
親族	16	39%
首長	16	39%
合計	41	100%

○相談体制の強化について

広報、啓発によって関係者の知識や理解が促進されると相談件数は比例して多くなる。(資料2尾張東部権利擁護支援センターの取組紹介資料)

地域の状況にもよるが、行政、地域包括支援センター、障害者相談支援センターなどの相談機関が住民に近い立場での一次相談窓口となり、具体的な検討や手続き等や候補者調整等の相談として中核機関での対応することで、権利擁護の相談対応が機能分散化される。権利擁護の地域連携ネットワークが推進されるためには最初の入り口である広報啓発と相談機能の充実が求められる。

○日常生活自立支援事業からのスムーズな移行や生活保護や生活困窮者自立支援制度や地域包括ケアシステムとの関連など地域における包括的支援体制整備の中で権利擁護を位置づけ、関係機関との連携強化が重要となる。

そのために、協議会の活用や地域における成年後見制度利用促進計画の策定が必要である。